

## 第3章 非常時における対応

### — いざというとき —



八王子市立学校**危機**管理マニュアル

Risk management



# 第3章 非常時における対応 —いざというとき—

## 第1部 震災

大地震等が発生した場合、学校は、児童・生徒の安全確保を最優先とする。そのため、教職員は児童・生徒の避難誘導にあたって、災害の状況、災害時別（在勤時や夜間・休日等の別）や児童・生徒の発生時の所在別に応じ、的確な指示を行うとともに、落ち着いた態度で児童・生徒を励まし、安心感を与えることが重要である。

また、保護者等に安全、かつ、確実に引き渡すまでは、児童・生徒を学校で保護する。

さらに、学校にガスの漏出、火災等の危険があるときは、消防機関等と連携し、児童・生徒を安全な場所へ避難誘導する。

### 1 震災発生時の対応

#### (1) 校舎内避難（避難準備行動）

##### ① 避難・誘導の留意点

強い揺れは、十秒から数十秒続くので、まずは、その場での安全確保のための適切な初期行動を行う。

大きな余震が起きることも考えられるので、そのことも念頭に置き、次のことを確実に実行する。

- 児童・生徒の安全確保
- 二次災害の防止
- 混乱回避措置

##### ア 地震だ！まず身の安全

揺れを感じたり、緊急地震速報を受けた時は、身の安全を最優先に行動する。

机の下や、物が「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」空間に身を寄せ、揺れがおさまるまで様子を見る。

##### イ 落ち着いて火の元確認・初期消火

火を使っている時は、揺れがおさまってから、あわてず・落ち着いて火の始末をする。

出火したときは、落ちついて消火する。

揺れの最中に火を消す行動により、負傷する可能性がある、地震の際にはまずは身の安全を確保することを優先する。

##### ウ 窓や戸を開け出口を確保

地震による歪みで、ドアが開かなくなり、中に閉じ込められるおそれがあるので、揺れを感じたら、揺れがおさまったときに、避難できるよう出口を確保する。

エ 重量物の危険性

ロッカーや本棚などは、揺れで勢いよく倒れ、台上のテレビは揺れが増幅されて飛んでくる。固定できるものは固定し、定期的に点検することが大切である。ピアノのある音楽室・体育館は、特に注意を要する。かなり勢いよく動くこともあるので、できるだけピアノから離れるよう指示する。その他、重量物の近くは特に危険なので揺れを感じたら適切な指示が必要である。

オ 屋外の危険

屋外で揺れを感じたら、建物の外装モルタル、ガラスの落下やブロック塀の倒壊のおそれがあるので、建物やブロック塀などには近寄らない。なお、避難の際は、余震による落下物から頭部を保護する必要がある。

カ 裸足厳禁

水泳指導中、揺れを感じあわててそのまま避難すると散乱したガラスの破片でけがをする。屋内で裸足になっているときは、必ず上履きをはいてから、避難することが大切である。

キ 通報・連絡手段の複線化

校内放送設備が、停電や地震の被害で使用できないことも考えられる。他の通報・連絡手段を準備しておく必要がある。ハンドマイクは落下による破損対策を施し、一定場所に保管、常時使用できるようにしておくことよ。

ク 避難の前に安全確認、電気・ガス

避難が必要な時には、ブレーカーを切り、ガスの元栓を締めて避難する。

② それぞれの場面を想定した避難・誘導（避難準備行動）

	児童・生徒への指示（授業中）	留意点
教室	<p>「机の下にもぐりなさい」                      「対角線に机の脚をつかみなさい」                      「頭を保護しなさい」                      「先生がついているから大丈夫」                      「勝手な行動はしないこと」</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ドアや窓を開け、避難路を確保する。</li> <li>● 頭部を保護し、落下物、転倒物、ガラスの飛散等から身を守るよう的確な指示を出す。</li> <li>● 児童・生徒を安心させるとともに指示に従わせる。</li> </ul> <p>（特別教室）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 大きな揺れがおさまってから、電源を切り、ガスの元栓を閉める。</li> <li>● 薬品、実験道具からも身を守る。</li> <li>● 落下物から身を守る。</li> <li>● ピアノ等重量物から離れる。</li> </ul>

	児童・生徒への指示（授業中）	留意点
特別支援学級	<p>「机の下にもぐりなさい」</p> <p>「机の脚をつかみなさい」</p> <p>「頭を保護しなさい」</p> <p>「先生がついているから大丈夫」</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● パニックを起こしやすい児童・生徒はしっかりと手をつなぐなどして安心させる。</li> <li>● 机にもぐれない場合、教室の中央付近で天井からの落下物のない場所に避難する。</li> <li>● 必要に応じ、板書し情報を伝える。 児童・生徒の個別状況による対応を日ごろから準備・訓練しておく。</li> </ul>
体育館	<p>「頭を守ってしゃがみなさい」</p> <p>「先生が付いているから大丈夫。勝手な行動はしないように」</p> <p>「真ん中に集まりなさい」</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 窓ガラスの飛散や照明等の落下物から頭や身を守る。</li> </ul>
校庭	<p>「校舎から離れて、地面に両手をつき、しゃがみなさい」</p> <p>「勝手な行動をとらないように」</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 校舎のガラスの飛散や落下物、亀裂に注意する。</li> </ul>
	教員がついていない時の避難	教員の対応の留意点
休み時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 校内放送 「地震です。校舎内にいる人は、机やテーブルの下にもぐりなさい。体育館の児童（生徒）は、中央に集まりなさい」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 放送が届かない場合は、教職員がかけつける。（放送ができない時は、ハンドマイクを使用する）</li> <li>● 分担して、避難が遅れた児童・生徒の発見に努める。</li> <li>● 揺れがおさまったら校庭に避難する。</li> </ul>

③ 放課後や休日に地震が起きたとき（事前指導をしておくこと）

- ア 看板やガラスの破片が落ちて危険であること。
- イ ブロック塀や自動販売機は倒れる危険があること。
- ウ 身勝手な行動をせず、警察官などの指示に従い、避難すること。
- エ 地震がおさまるまで、物が落ちてきたり、倒れたりしない所で待つこと。
- オ 地下街は、停電しても非常灯がつくので、あわてず係の人の指示に従うこと。
- カ 乗物に乗っているときは、あわてて車外に飛びださないこと。
- キ 線路・道路などの切れた電線に触れないよう気をつけること。

## (2) 校庭への避難（第一次避難行動）

地震の主要動が収まり校庭に避難をするときの行動は、状況により大きく異なり、次の場合が想定される。また、余震や落下物等に注意して冷静に行動する。

### ① 校庭への避難開始

- ア 地震による斜面の崩落等、校庭の安全を確認する。
- イ 児童・生徒の人数を確認し、校庭への避難を開始する。
- ウ 防災頭巾・ヘルメットやかばんなどで頭部を保護する。
- エ 自力で避難できない児童・生徒の安全確保を優先する。
- オ できる限り隣接する2学級が連携するなど、前後に教職員を配置して避難する。
- カ 周囲の状況（出火・倒壊・亀裂・出水等）を確かめながら避難する。
- キ 負傷者・心身に障害のある児童・生徒の保護を優先する。
- ク 火災が発生した場合は、放送・ハンドマイク等で火災場所を知らせる。
- ケ 火災発生場所近くや上層階の児童・生徒の避難を優先する。
- コ 煙が出ている場合は、ハンカチなどで口を被い、低い姿勢で避難する。
- サ トイレ・エレベーター等に児童・生徒が残っていないか確認する。
- シ 出席簿及び災害時に必要な用具や重要書類等、非常持ち出し品を搬出する。

（【第2章 3 防災用具と非常持ち出し品】23ページ参照）

### ② それぞれの場面を想定した避難・誘導（第一次避難行動）

児童・生徒への指示・行動（授業中）	留意点
1 けが人がいない場合 できるだけ隣接学級に声を掛け、危険箇所をさけて校庭に避難する。 2 けが人がいる場合 ・手を貸して移送できる場合は、児童・生徒の力を借りて移送する。 ・動かせない場合は、隣接学級に児童・生徒の避難誘導を依頼し、救援を派遣してもらう。 3 学級担任・担当教員がけがをして誘導ができない場合 ・隣接学級の教員に、避難誘導を頼む。（児童・生徒を避難させたら救援に来てもらう。） 4 避難路が遮断された場合 ・ガラスを割れば避難路が確保できる場合は、児童・生徒を窓・ドアから離し、ガラスを割り、安全を確かめた上、脱出する。 ・避難路が確保できないときは、信号用に金属物を探し、音を出し続けて救援を待つ。	1 特別支援学級及び特別な支援を要する児童・生徒への対応 ・障害等に応じた適切な支援を行い、児童・生徒を安全に校庭に避難させる。 ・パニックを起こしやすい児童・生徒へは、手をつないで避難するなど不安除去等の配慮を行う。 ・普段から、特別支援学級及び特別な支援を要する児童・生徒への避難経路及び方法については決めておく。 2 「お・か・し・も」を守って行動する。 「お」：押さない 「か」：かけない 「し」：しゃべらない 「も」：戻らない 3 校庭に集合したら 学年・学級ごとに整列し、腰を降ろして低い姿勢で待機する。 4 児童・生徒の不安の緩和に努める。

### (3) 学校災対本部の設置（災害に対する対応）

校庭への一次避難後、ただちに学校災対本部を設置する。

#### ① 学校災対本部の役割

- ア 児童・生徒の安否・負傷者の有無を確認し、児童・生徒数を把握する。
- イ 避難が遅れた児童・生徒がいないかを確認し、行方不明者の捜索を行う。
- ウ 負傷者の応急手当をする。
- エ 被害の規模、児童・生徒、教職員、学校施設・設備等の被災状況を把握し、災対学校教育部へ報告する。
- オ 校外活動中の場合、付添の教職員と連絡をとり、対応を指示する。
- カ 第二次避難場所、広域避難場所への避難経路を確認する。
- キ 救助を必要とする児童・生徒がいる場合は、消防署などへ救助要請する。
- ク ラジオ等で情報を収集する。
- ケ 引き渡しカードによる引渡人に引き渡すまでは、学校で保護する。
- コ 保護の状況に応じ、飲料水・食糧を準備する。

#### ② それぞれの場面を想定した学校災対本部における確認事項等

学校災対本部における指示・行動	担当の役割・行動
<p>1 全員の避難が確認できた場合</p> <p>○火災が発生した場合</p> <p>(1) 周辺の被害状況、火災発生の有無を確認し、第二次避難行動の可否を判断する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 周辺からも火災が発生し、校庭では児童の安全が確保できないと判断したときは第二次避難場所（最寄りの一時避難場所等）または、広域避難場所へ避難・誘導する。</li> </ul> <p>(2) 児童・生徒の安全が確保でき次第、担当の仕事を開始する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 校庭に避難した児童・生徒の人員及び負傷者等を把握し、本部へ連絡する。</li> <li>● 火災の規模が小さく、消防活動の妨げとならない場合は、保護者への引き渡しが終了するまで、児童・生徒は責任を持ち保護する。</li> <li>● 総括・情報班：被害状況の把握 第二次避難先の明示（第二次避難をする場合） 消防車・外部との対応</li> <li>● 物品・食糧班：非常持ち出し物品の管理・搬出（可能な限り） 飲料水・食糧の準備</li> <li>● 教育委員会や関連機関との連絡 ：校長、副校長が行う。</li> </ul> <p>※ 校長、副校長とも不在時は、主幹教諭（主任教諭）が対応する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 広報係：保護者の引き取りの連絡（電話・校内放送・ハンドマイク）など使用できるもので知らせる。</li> </ul>



学校災対本部における指示・行動	担当の役割・行動
<p>2 負傷者、不明者がいる場合</p> <p>(1) 負傷者がいる場合 応急処置を行い、救急車、病院の援護を待つ。</p> <p>(2) 不明者がいる場合 本部は、不明者の情報に基づき、救急車の要請等を行う。救急車が無理な場合は近隣の住民に応援を要請する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● メモを用意し、負傷者の氏名、負傷の程度を記録し、救急車の出動に備える。</li> <li>● 保健カードなど準備できるものがあれば情報を提供する。</li> <li>● 閉じ込められていることがはっきりしているときは、堅い棒、ハンマー、ロープなど救出用の道具を持ち、現場へ急行する。</li> <li>● 簡単に救出できない状態のときは、救援の人員を増やし、できるかぎり救出に努める。</li> <li>● 外部からの応援が必要な場合は、どこにだれがどのような状態にいるか、情報を整理し、正確に伝えられるようにする。</li> </ul>
<p>3 負傷者・不明者がいて、しかも火災が発生している場合</p> <p>(1) 本部を分離</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 避難本部と救命本部に分かれる。</li> <li>● 避難本部は、児童・生徒ともに第二次避難場所、または、広域避難場所に移動する。</li> <li>● 救命本部は、残留児童の救命活動にあたる。</li> </ul> <p>(2) 本部の合流</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 児童・生徒を保護者に引き渡した時点で避難本部は解散し、救命本部に再び合流する。</li> <li>● 避難本部は児童・生徒の引き渡し状況により、徐々に、人員を救命本部に送る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 避難誘導班は、児童・生徒の第二次避難・誘導を行う。</li> <li>● 救護班は負傷者の応急措置を行う。</li> </ul>
<p>4 保護者への引き渡し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 保護者へ引き渡しまでは、学校で保護する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 引き渡しカードによる引渡人を確認する。</li> </ul>
<p>5 避難所開設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 避難所開設に備え、避難所支援班に指示を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 避難所支援班は避難所開設初動行動を行う。</li> <li>● 児童・生徒、引き取りに来る保護者と避難者を分離し、混乱を回避する。</li> </ul>



#### (4) 登下校時に発災した場合の対応

登下校時に大きな揺れを感じたときには、児童・生徒が自分自身で身を守り、学校・自宅・公共施設等のいずれか一番近いところに避難する。

教職員の行動等	児童・生徒の行動等
<p>1 出勤時</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>出勤途中の教職員は、所属校に向かう。 (交通機関の運行状況により、所属校に行けない場合も想定しておく)</li> <li>登校した児童・生徒を校庭に避難させ、人員を点呼する。 → 保護者に連絡</li> <li>登校途中の児童・生徒の安否を確認する。</li> <li>自宅にいることが確認できた場合は原則として、そのまま自宅に待機させる。</li> </ul> <p>2 退勤時</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>帰宅途中の場合は、原則として、所属校に戻る。 (交通機関の運行状況により、所属校に戻れない場合も想定しておく)</li> <li>下校前および学校に戻ってきた児童・生徒を校庭に避難させ、人員の確認をする。</li> <li>下校途中の児童・生徒の安否を確認する。</li> <li>保護者に引き渡すまで学校で保護する。</li> </ul> <p>以降、在校中の場合と同じ。</p>	<p>1 地震発生時</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>カバンや上着等で頭部を守る。</li> <li>倒壊物や落下物に注意する。</li> <li>垂れ下がった電線に近づかない。</li> </ul> <p>2 大きな揺れがおさまったら 登下校時</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>家が近い場合は自宅へ向かう。 (保護者が不在の場合はそのまま登校するようあらかじめ指導しておく)</li> <li>学校が近い場合は学校へ向かう。</li> </ul> <p>※原則として上記のとおり。ただし、以下のことに留意して行動する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>どちらが安全か判断する。</li> <li>道路や町の被害状況を見て判断する。</li> <li>判断に迷う時は近くの大人に相談する。 → 近くの安全な場所に避難 (一時避難場所・広域避難場所や公共施設等)</li> <li>電車・バス乗車時は、運転手・駅員等の指示に従う。</li> <li>負傷した場合は、大きな声を出して近くの人に助けを求める。</li> <li>すぐに学校又は家に戻れない場合は、安全な場所に避難した後、公衆電話等で自分のいる場所を家族か学校に連絡する。</li> </ul>

※ 川口中学校のスクールバス運行については、【第3章 資料(5) スクールバス運行マニュアル】83ページによる。

## (5) 校外活動中に発災した場合の対応

宿泊を伴う学校行事については、日常から学校のホームページに引率者からの状況報告を適宜掲載するなど、校外活動中の児童・生徒の状況をこまめに保護者に周知する体制を整えておく。

教職員の行動、児童・生徒への指示等	留意点
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 揺れが収まったら、最寄りの一時避難場所等へ避難、引率する。</li> <li>※実地踏査時に避難場所を確認しておく。</li> <li>※避難予定場所は、保護者に配布する案内等に記載する。</li> <li>● 宿泊場所や見学先等で発災した場合は、その施設の管理者の指示に従う。</li> <li>● 学校に児童・生徒の安否、ケガの有無等の現状を報告する。</li> <li>● 携帯ラジオ等で正確な情報の収集に努める。</li> <li>● 自宅付近が被災した場合には、児童・生徒に不安を抱かせないよう配慮する。</li> <li>● 状況に応じ、保護者に現地での引き取りを依頼する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 落下物・倒壊等から頭部・身を守る。</li> <li>● 山では、崖くずれしやすい所からできるだけ離れる。</li> <li>● 冬山では、雪崩が起こりやすい所からできるだけ離れる。</li> <li>● 海岸に近いところにいる場合は、津波を警戒し、高いところへ移動する。</li> <li>● 津波の来襲が早いことも予測し、最善な避難方法を判断する。</li> <li>● 河口から相当程度上流でも津波が遡上することを想定しておく。</li> <li>● 負傷者・行方不明者の有無等により、帰校・帰宅または残留するかを判断する。</li> </ul>

## (6) 休日・夜間等の発災の対応

教職員の対応	児童・生徒の行動等
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 教職員は、地震が発生した場合、自宅・家族の安全を確保した上で、参集基準に基づき所属校へ参集する。</li> </ul> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>(参集基準)</p> <p>震度 4・・・警戒配備態勢 (校長・副校長連絡態勢)</p> <p>震度 5弱・・・第1非常配備態勢 (校長が認めた必要な者)</p> <p>震度 5強・・・第2非常配備態勢 (5割の教職員又は10名程度)</p> <p>震度 6弱・・・第3非常配備態勢 (全教職員)</p> </div> <p>(【第2章 第1部 学校の危機管理 (4) 勤務時間外に地震が発生した場合(参集態勢)】13ページ参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 教職員は、児童・生徒等の安全確保を最優先とするが、人道的立場から参集途中での地域住民の救護にもあたる。</li> <li>● 参集した教職員及び部活動等で出勤している教職員の初動任務 <ul style="list-style-type: none"> <li>①参集途上で知りえた情報の報告</li> <li>②校舎等の被害状況の確認</li> <li>③学校周辺の被害状況の確認</li> <li>④避難所の開設及び管理運営に対する協力</li> </ul> </li> <li>● 教職員は、児童・生徒の安否確認を開始するとともに、学校の施設・設備の点検作業を開始する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 部活動等で学校にいる場合は、教職員の指示に従って行動する。</li> <li>● 自身・家族の安全を確認できた児童・生徒は、地域の人々に協力し助け合う。</li> <li>● 登校については、学校の指示を待つ。</li> </ul>

## (7) 緊急時の初動対応について

休日や夜間など、職員の勤務時間外に市内の震度が6弱以上の地震が発生した場合、各学校に30分以内に参集できる緊急応援職員を2～5人、学校ごとに指定している。これは初動対応を早急に行うために整備されたもので、緊急応援職員の主な役割として、避難所となる施設の被災状況の確認・地域の被災状況の情報収集・地域住民への対応・避難所担当部職員への引継ぎがある。各学校は、緊急応援職員と協力・連携する。

### 【基本方針】

### 【緊急時初動対応の手引より】

①参集する時間帯	原則、平日の午後5時15分から午前8時30分までの間 土・日・祝日・年末年始（12月29日から1月3日までの6日間）
②参集する災害	地震
③参集職員の主な役割	原則として、この手引書に基づいて行動する ・避難所となる施設の被災状況の確認 ・地域の被災状況の情報収集 ・地域住民への対応 ・避難所担当部職員への引継ぎ 想定されていない事象が生じたときは、学校教育部に連絡し、臨機応変な対応に努める。
④参集の仕組み	・市内の震度が6弱以上となる地震が発生した場合、指定されている小・中学校に自動参集する。
⑤参集した施設での活動終了時期	・避難所担当部職員が小・中学校に到着したとき

## 2 施設・設備の安全確認と応急対策

災害による学校施設・設備の安全確保と応急対策にあたっては、

- 二次災害の防止
- 学校教育の機能保持
- 避難所としての利用
- ガス、電気及び水道のライフライン対策

を念頭において対応する。その際、まず、自らの身体の安全を確保・確認してから取り組む。

### (1) 二次災害の防止及び教育施設の機能保持のための施設・設備の安全確認等

主に二次災害の未然の防止と教育施設の機能保持を目的として行う。

巡回時は、ヘルメットを着用するなどして身の安全を確保して、所定の場所に常備してある懐中電灯、マスターキー、ロープ、ハンマー、巡視点検場所・項目一覧表等を持って校内を巡回する。

ア 直ちにガスの元栓を閉める。その後、ガス器具を設置している部屋（管理諸室、理科室、家庭科室、実習室、給食調理室等）を優先的に巡回する。火災が発生していた場合は、可能な限り初期消火を行う。理科室、家庭科室については、化学薬品、包丁等が放置されていないか点検する。放置されている場合は、格納し、施錠する。

イ 校舎等が倒壊していなくても、鉄骨が破断したり、建物が傾いたりしている場合は、余震によって倒壊する可能性がある。そのような建物は、掲示・ロープ等により立ち入りを禁止する。

ウ 校舎本体が安全と思われても、落下・倒壊しかかっている箇所（脱落しかかった天井・剥離した壁・防球ネット・フェンスなど）は、余震により落下、倒壊の可能性があるので、ハンマー等を用いて人為的に落下・倒壊させる。できない場合は、「危険につき立ち入り禁止」の掲示やロープ等により、立ち入りを禁止する。

エ 照明器具が落下もしくは落下しかかっている場合は、直ちに電源スイッチを切る。器具のカバーや蛍光灯、電球を可能な限りはずしておく。電源ケーブルを切断して器具ごと撤去することは、感電または漏電のおそれがあるので、電源ケーブルは切断しないこと。

オ 破損、ひび割れしているガラスは、紙やダンボール等で補修する。破損、ひび割れの程度が小さい場合は、シール・テープをはる。

カ 転倒しかかっている物品（ピアノ、書棚、ロッカー、書庫等）は、横にねかせて安定させる。

キ 避難所スペースとして開放しない校長室・職員室・保健室・事務室・管理諸室・理科準備室・備蓄庫等は施錠し、立入禁止の掲示をする。

ク 防火扉・防火シャッターが下がっている場合は、外部から火災の発生状況を確認する。地震等による誤作動であった場合には、危険のおそれがない箇所は復旧させる。

ケ エレベーターの中に閉じ込められている人がいないかを確認し、中に人がいる場合は、エレベーター会社に連絡し、救出の依頼をする。中に人がいなければ、エレベーターを使用できないよう施錠する。

## (2) 危険箇所の点検

被災した建物の危険度の判定は専門家に任せなければならないが、地震発生直後に、壁の亀裂や天井からの落下物などによって建物への立ち入りを禁止する判断や指示は、原則として施設管理者としての校長が行う。

危険度は建物の構造によって異なるが、概ね次のような状況の有無により判断する。

なお、被害状況については、必要に応じ写真を撮っておく。

建物の構造	柱、はり	壁
鉄筋コンクリート造	鉄筋が見える。深い亀裂が生じている。	大きく深い亀裂、×字型に亀裂が生じている。
鉄骨造	折れている。ねじ曲がっている。接合部が破損している。	脱落や亀裂などの破損があっても、柱・はりに破損がなければ、倒壊の危険性は少ない。
木造	傾いている。接合部が外れている。	

施設設備の状況を把握し、震災により生じた損傷の状況を速やかに発見できるようにしておくことが大切である。

建物に被害があった場合は、設備にも何らかの被害が生じていると考え、安全が確認されるまでは、電気、ガス、水道などの使用を制限（禁止）することが必要である。

## (3) 学校を避難所として利用するための応急対策

ア 下水道の破断等により下水道がつまった場合は、当該系統のトイレや流しの水の使用を禁止し、その旨掲示する。

イ 破損物で往来の妨げとなっている場合は、破損物品を除去し、通行路を確保する。特に、公道と校舎入口間については、救急車両、物資運搬車両の通行が可能な状態にしておく。

ウ 避難者に対して開放箇所、トイレ、ごみ捨て場等の場所表示をし、混乱しないようにする。

## (4) ガスに関する緊急対応

学校のガスメーターは、一般家庭と同様にマイコンメーターが設定されているため、ガスの異常流出や震度5程度の地震を感知すると自動的にガスを遮断する機能がある。（都市ガス・LPガス共通）なお、一部の給食調理室に設置されているガス緊急遮断弁は、給食調理室のガスを遮断するもので火災が発生した場合の非常装置である。災害が発生した場合は、緊急遮断弁の有無に関わらずガス器具の元栓だけではなく、必ずガスメーター付近にある元栓を閉めること。

## ① 地震発生時の対応

ア まずは身の安全を確保する。

イ 火の始末

揺れがおさまったらガス機器の火を消す

※地震で大きく揺れているときは危ないので火に近づかない。

ウ 校舎内の外の点検

「ガス臭い」と感じたら、火を点けたりせず、換気扇や電気のスイッチ・コンセントプラグには絶対に触らないようにし、次の手順により対応する。

(a) ガス栓とガスメーターの元栓を閉める

(b) 窓を開放する。

(c) ガス供給会社に連絡する。

エ ガスメーター（マイコンメーター）によりガスが遮断された場合

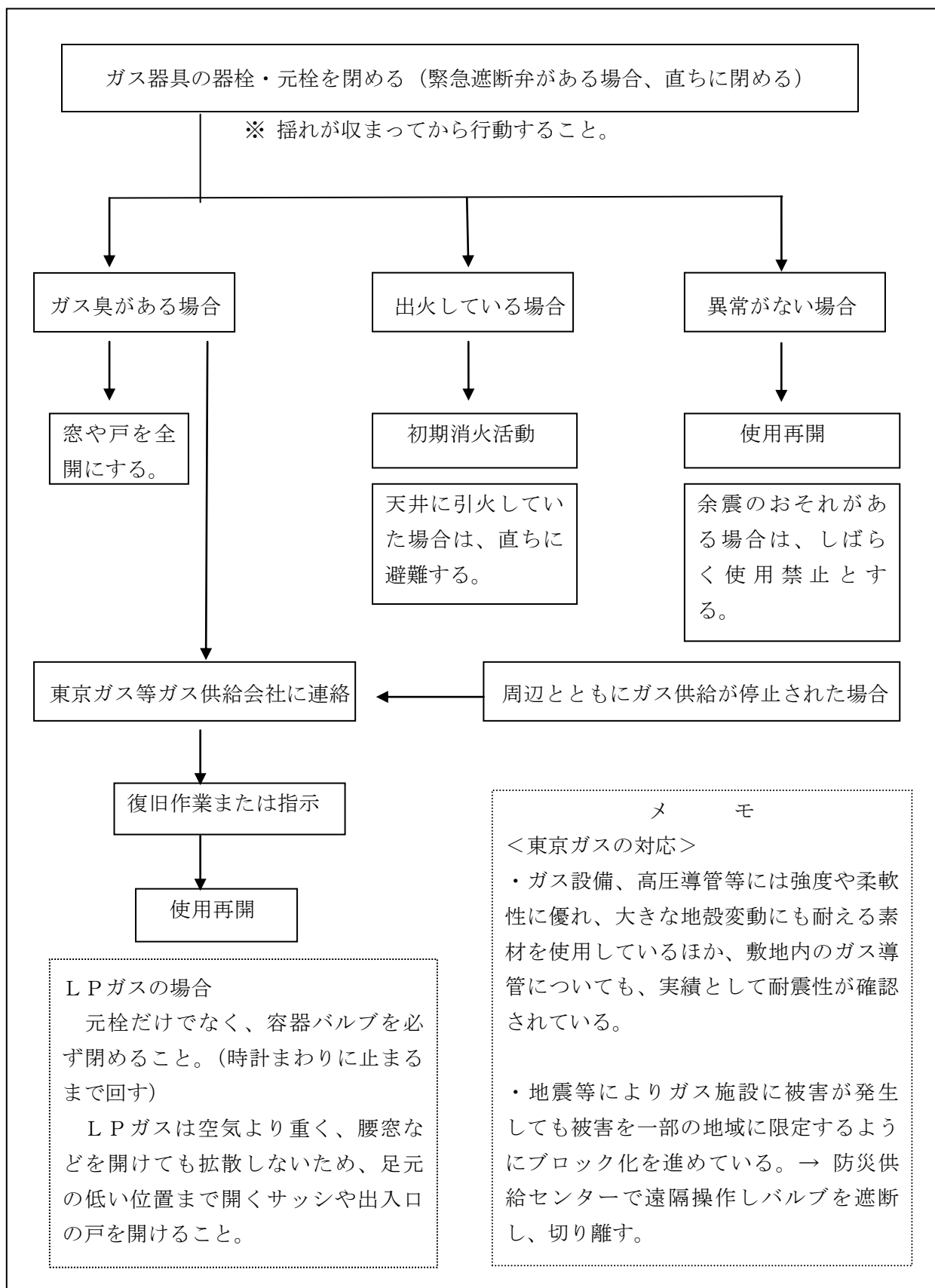
マイコンメーターが異常を感知してガスを遮断した場合、マイコンメーターの赤ランプが点滅する。その場合、マイコンメーターに添付してある復帰の手順に従って復帰操作を行う。ガス漏れなどの異常がない場合には、復帰してガスが使えるようになる。なお、震度 6 弱以上の地震が発生した場合は、マイコンメーターより上流で地域一帯のガス供給をガス供給会社が停止していることがある。このときは、学校においてガス漏れなどの異常がなくとも、すぐにガスが使えるようにはならない。

マイコンメーターより上流のガス供給が停止しているかどうかはマスコミやインターネット等を通じて行われるガス供給会社の広報により確認する。

※ 復帰作業を行っても復帰しなかったり、再度遮断されたりした場合は、復帰作業を繰り返さずに、ガス漏れ時の対策を講じたまま、ガス供給会社へ連絡する。



② 地震発生時の対応（フロー）

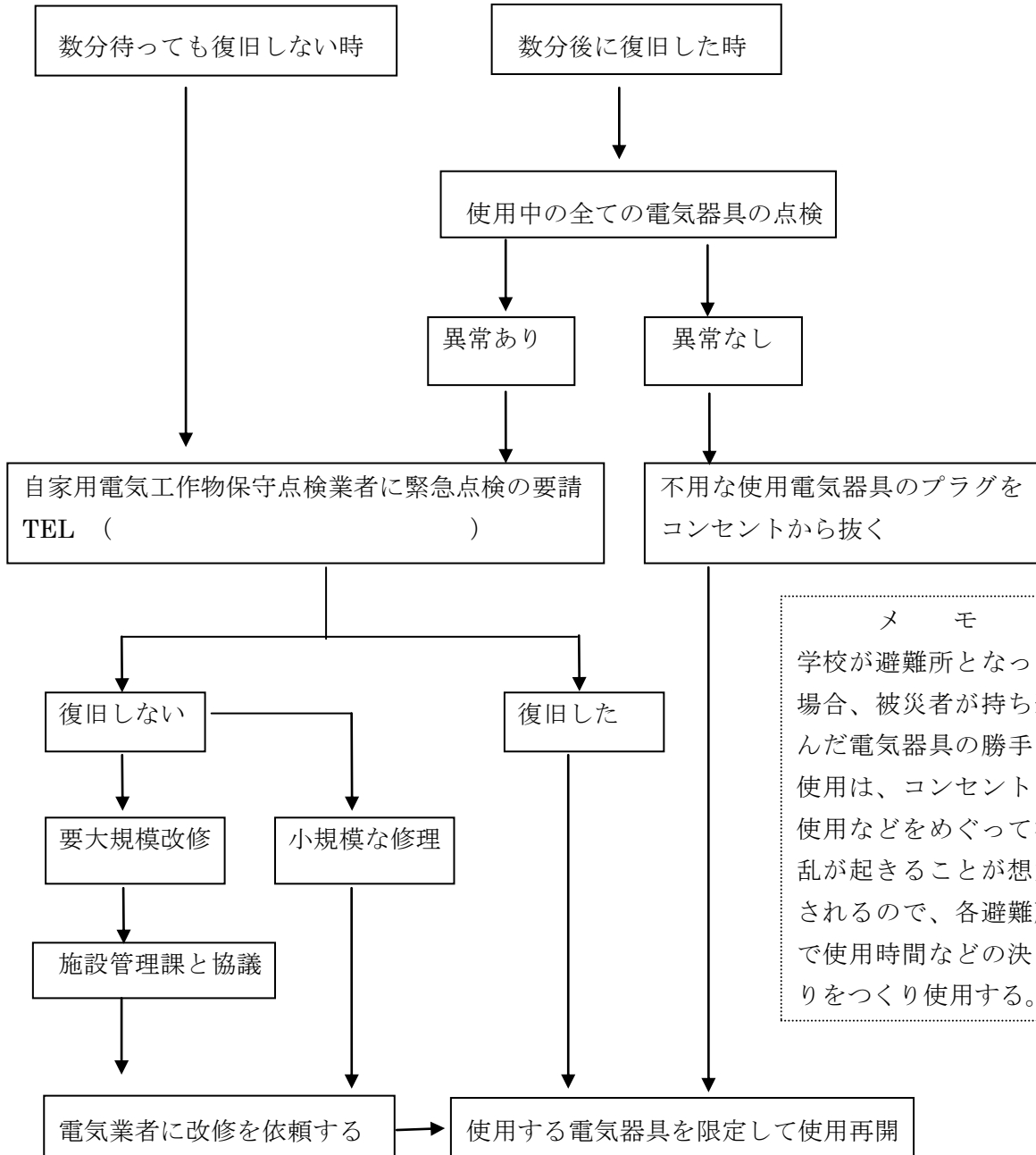


## (5) 電気に関する緊急対応

漏電火災などの二次災害を防ぐとともに、できるだけ早期に復旧できるよう次の緊急対応に取り組む。

① 校内受変電設備、分電盤には手を触れない。

② 発災後、停電した場合

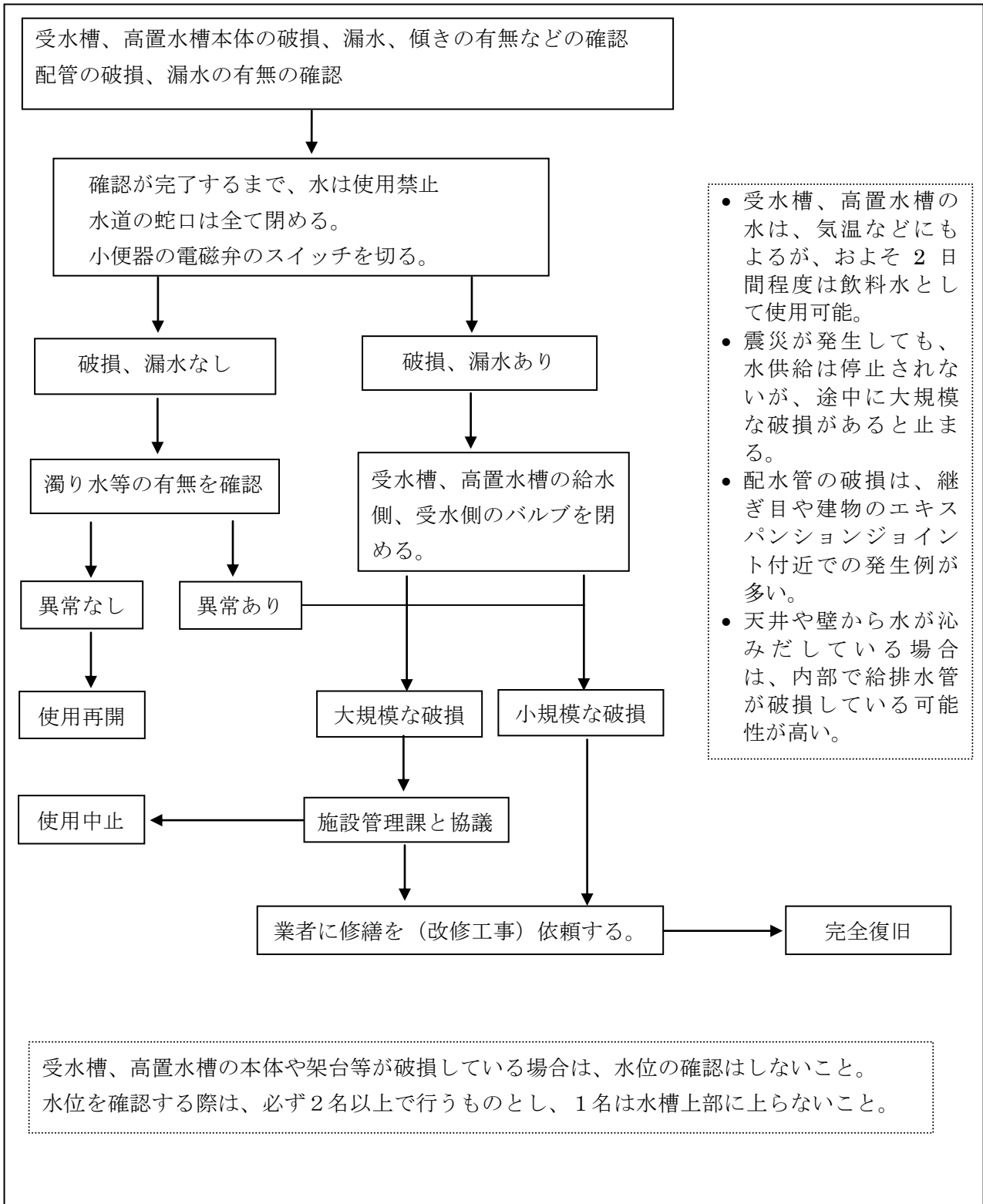


メモ  
学校が避難所となった場合、被災者が持ち込んだ電気器具の勝手な使用は、コンセントの使用などをめぐって混乱が起きることが想定されるので、各避難所で使用時間などの決まりをつくり使用する。

※ 水につかった電気器具は使用しないこと、切れた電線には絶対さわらないこと。

## (6) 上水道に関する緊急対応

学校は、地域住民の水供給基地としての役割を担う可能性も予想されることなどから、学校内での水の確保は極めて大切である。このことを踏まえ、次の緊急対応に取り組む。



### 3 児童・生徒のボランティア活動

災害時、児童・生徒の発達段階に応じた避難所等での様々なボランティア活動は、他人への思いやりや進んで奉仕する心を培う体験の場となるなど、災害復旧支援活動に参加することの教育効果は高い。

学校においては、児童・生徒の状況を考慮し、保護者の理解を得たうえで、教職員の直接の指揮下におき、児童・生徒が進んでボランティア活動に参加できるように努める。

(参考) 災害発生後の児童・生徒のボランティア活動の例

児童・生徒の自身の安全が確保されており、活動に従事できる状態であること。

学 年	●避難所	○自宅及び周辺	◎公共施設
小学校低学年	<ul style="list-style-type: none"> <li>●◎ボランティアの人たちに、元気にあいさつをする。</li> <li>●避難場所の掃除や整理整頓を手伝う。</li> <li>●○○自分より小さい子どもたちと遊ぶ。</li> <li>●食事の容器を運んだり、片付けたりする。</li> <li>○○徒歩で帰宅する避難者に、水や食料を補給する大人の手伝いをする。</li> </ul>		
小学校中学年	<ul style="list-style-type: none"> <li>●給水車の到着や救援物資の配給が始まることを知らせて回る。</li> <li>●避難場所の掃除や整理整頓を手伝う。</li> <li>●○○自分より小さい子どもたちの世話をする。</li> <li>●災害救援物資の搬入を手伝う。(運べる重さのものを運ぶ)</li> <li>●避難所のゴミの分別や簡易シャワー室の掃除などを手伝う。</li> <li>○自宅周辺の道路や通路の瓦礫等を片付ける大人の手伝いをする。(簡単な清掃程度)。</li> <li>○○徒歩で帰宅する避難者に、水や食料を補給する大人の手伝いをする。</li> </ul>		
小学校高学年	<ul style="list-style-type: none"> <li>●避難所の様々な役割分担に積極的に加わる。</li> <li>●○○中学生や高校生とともに、自分より小さい子の世話をしたり、高齢の避難者の手伝いをする。</li> <li>●避難所のゴミの分別や、簡易シャワー室の掃除などを手伝う。</li> <li>●◎炊き出しの手伝いをする。</li> <li>●布団や毛布などを干したり、取り込んだりする。</li> <li>●ペットの散歩を代行する。</li> <li>○近所の高齢者宅でできることを手伝う。(洗濯、掃除、避難所との連絡)</li> </ul>		
中学生	<ul style="list-style-type: none"> <li>●避難所のトイレ掃除等、避難所生活を維持するための活動を行う。</li> <li>●◎水や食糧等、救援物資の配給を手伝う。</li> <li>●避難所の高齢者の健康状態を確認するために、声をかけて回る。</li> <li>●○○高齢者や妊婦、障害者等、災害弱者に対して、声をかけ、頼まれたことをする。</li> <li>●◎小学生や中学生を集め、絵本や本の読み聞かせをする。</li> <li>●◎乳児を抱えて避難してきた親の介助をし、乳児の子守をする。</li> <li>●◎米飯炊き出しを担当する。</li> <li>●○○避難所や公共施設における情報(救援物資配給、給水車到着予定、被害状況等)を、近所の高齢者や障害者宅に届ける。</li> </ul>		

(東京都教育委員会 学校危機管理マニュアルによる)

## 第2部 火災

火災の場合は、消防署への迅速な通報と初期消火により、被害を最小限に食い止めることができる。なお、初期消火に成功した場合でも、速やかに消防署へ通報すること。

### (1) 火災の発見と通報

#### ① 避難命令

ア 発見者から通報を受けたら、緊急放送で、出火場所・避難経路を指示する。

イ 非常ベルによる通報の場合は、放送で避難準備の連絡（整列、防災頭巾・ヘルメットの準備）をするとともに、出火場所を確認し、避難経路を指示する。

ウ 放送による避難指示ができない時は、ハンドマイク等により知らせる。

#### ② 消防署への通報（119番）

例「八王子市〇〇町〇〇番地、〇〇学校〇〇室から出火しました。」

#### ③ 教育委員会への通報

例「八王子市立〇〇学校です。〇時〇分頃〇〇から出火し、消防署の出勤を要請しました。

児童（生徒）は、全員校庭に避難しました。」

#### ④ 初期消火

初期消火が可能な範囲は、一般的には天井に引火するまでの間といわれているが、判断を誤ると避難の遅れを招くことになるので注意する。避難口を背にして、危険を感じたらすぐ避難する。

出火原因や燃えているものがはっきりしないときは、あわてて水をかけたりせずに、必ず消火器を使用する。

### (2) 火災による避難命令が出たときの教職員の対応

#### ① 児童・生徒への指示・注意

非常ベルが鳴ると、児童・生徒は動揺する。その際、教員の「落ちついて慌てないように、先生の指示に従いなさい。」の冷静な一言が重要である。

#### ② 情報の正確な把握

非常ベルが鳴ったら、緊急放送や肉声での指示を聞き、出火場所及び避難経路を確認する。

#### ③ 避難開始

出火場所・避難経路を確認し、児童・生徒を安全に避難させる。

煙が出ている場合は、ハンカチなどで口を被い、低い姿勢で避難させる。

④ 授業中の教室で火災が発生したとき

- ア 子どもを火の側に近づけない。
- イ 煙を吸わないよう的確な指示を出す。
- ウ 大声で、隣接学級に知らせる。（本部への連絡と引率の役割分担をする。）
- エ パニックが起きないように、児童・生徒に的確な指示を出す。
- オ 児童・生徒の安全が第一である。冷静に避難するよう指示する。
- カ 可能であれば、初期消火にあたる。
- キ 本部へ状況報告をする。

### （３）本部の対応

① 児童・生徒への指示の徹底

② 人員の掌握

- ア 人員を点呼し、トイレや保健室、教室を離れていて所在がつかめない児童・生徒がいないかを確認する。
- イ 不明者がいた場合は、可能性のある場所を徹底的に捜す。人命を全てに優先させる。
- ウ けが人がでた場合は、すぐ応急処置（火傷は水で冷やすなど）をし、けがの程度により、救急車を要請する。
- エ 煙を吸って気分が悪くなった児童・生徒がいたら、病院の指示で応急処置をし、救急車が到着するまで適切な処置を続ける。

③ 二次対応

火災の程度により、引き渡しか集団下校かを決定し、保護者に連絡する。

### （４）日常の点検

火災予防・地震時の出火防止を図るため、日常点検を実施しておく。

- ア 消火設備の位置と使用方法の確認、消火設備の点検
- イ 避難経路の確保・障害物の撤去
- ウ 電気配線・コンセント・電気器機等の整理・清掃
- エ 防火扉・防火シャッター付近の障害物撤去
- オ 学校施設の周囲に放火されやすい物を放置しない

## 第3部 風水害等

台風や集中豪雨により、河川の氾濫による浸水や急傾斜地の崩壊による土砂災害等二次災害への備えと災害対策が必要となる。

風水害等への対応については、震災と同様に自然災害として、基本的には震災に準じる。

風水害については、気象予報等により事前に予測可能であることから、被害を最小限に止めるよう事前対策を準備しておく。

### (1) 市の警戒・対策体制

市は、気象状況等により市域に災害が発生するおそれがあるときは、生活安全部長からの報告等を踏まえ、災害対策本部に先立って水防警戒本部や水防対策本部の設置を決定する。

#### ① 水防警戒本部

風水害に対する警戒・予防活動及び局地的な水防・応急対策活動（避難所開設等を要しない程度のもの）を行う。

##### (市) 水防警戒本部

本部長  
(生活安全部長)

##### ○設置基準

- 市域を含む地域に「暴風」「大雨」「洪水」のいずれかの警報が発せられ、今後さらに降雨等が予測される時
- 多摩川又は浅川に水防警報の「待機」が発せられたとき
- その他気象状況により、必要があると認めたとき

#### ② 水防対策本部

大規模な水害のおそれや水防警戒本部で対処困難な水害に対し、必要な組織・機能をもって対処する。

##### (市) 水防対策本部

水防対策本部長  
(市長)

水防対策本部分  
(教育長)

水防対策学校教育  
部  
水防対策生涯学  
習スポーツ部  
水防対策図書館  
部

学校災対  
本部

##### ○設置基準

- 水防警戒本部では対応困難な災害の発生が予測される時若しくは発生したとき
- 水防警報の「指示」が発せられたとき
- その他気象状況等により、必要があると認めたとき



## (2) 学校の警戒・対策体制

大規模な水害及び土砂災害等の二次災害発生が予測されるとき若しくは発生した場合、学校においては、震災発生に準じ学校災対本部を設置し、児童・生徒の安全確保を第一に行動するとともに、状況に即し、避難所開設の初期行動を行う。

なお、職員の配備態勢（警戒・第一非常配備等）及び参集態勢の整備については、「第2章 防災対策 第1部 1(3)教職員の配備態勢」10ページ参照。

### ① 学校周辺の地域情報の把握

風水害による被害を最小限に留め、児童・生徒の安全を確保するためには、学校及び通学路等の危険箇所をあらかじめ把握し、対応策を検討しておく。

#### ア ハザードマップ等による地域情報の把握

各学校は、河川の氾濫による浸水や急傾斜地の崩壊のおそれなどについて、ハザードマップ等で地域の実情を把握しておくとともに、自校が危険な状況になった場合に避難する第二次避難場所を確認し、事前に保護者へ周知しておく。

- 防災マップ

<http://www.city.hachioji.tokyo.jp/moshimo/bosai/bosaimap.html>

- 洪水ハザードマップ

<http://www.city.hachioji.tokyo.jp/moshimo/bosai/018410.html>

- 土砂災害ハザードマップ

<http://www.city.hachioji.tokyo.jp/moshimo/bosai/042857.html>

- 土砂災害危険箇所マップ

<http://www.kensetsu.metro.tokyo.jp/kasen/map/Tokyo/Sakuinzu/html/Tokyo40.html>

- 河川の水位状況

[http://www.kasen-suibo.metro.tokyo.jp/im/uryosui/tsim0103g\\_441510.html](http://www.kasen-suibo.metro.tokyo.jp/im/uryosui/tsim0103g_441510.html)

- 気象庁 洪水予報

<http://www.jma.go.jp/jp/flood/103.html>

- 東京アメッシュ（降雨情報）

<http://tokyo-ame.jwa.or.jp/>

#### 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域について

土砂災害防止法に基づき、市内においては土砂災害警戒区域等の基礎調査が行われている。平成28年度（予定）までに随時市内における同区域の指定が行われるので、市防災課のホームページ等で情報の確認を行うこと。

平成27年3月現在、上恩方町、小津町、下恩方町、上川町、美山町、高尾町、川口町などで土砂災害警戒区域等の指定がされている。土砂災害警戒区域または土砂災害特別警戒区域に一部かかっている学校については、追記案を参考にマニュアルを作成する。

## 土砂災害について（追記案）

※本項目は、土砂災害防止法による警戒区域等にかかっている学校、又は同法による基礎調査で土石流の可能性が高いと指摘を受けている学校において記載する。以下の文案を活用し、各学校に対応したマニュアルを作成すること。

### 1 教職員・児童・生徒・保護者への周知

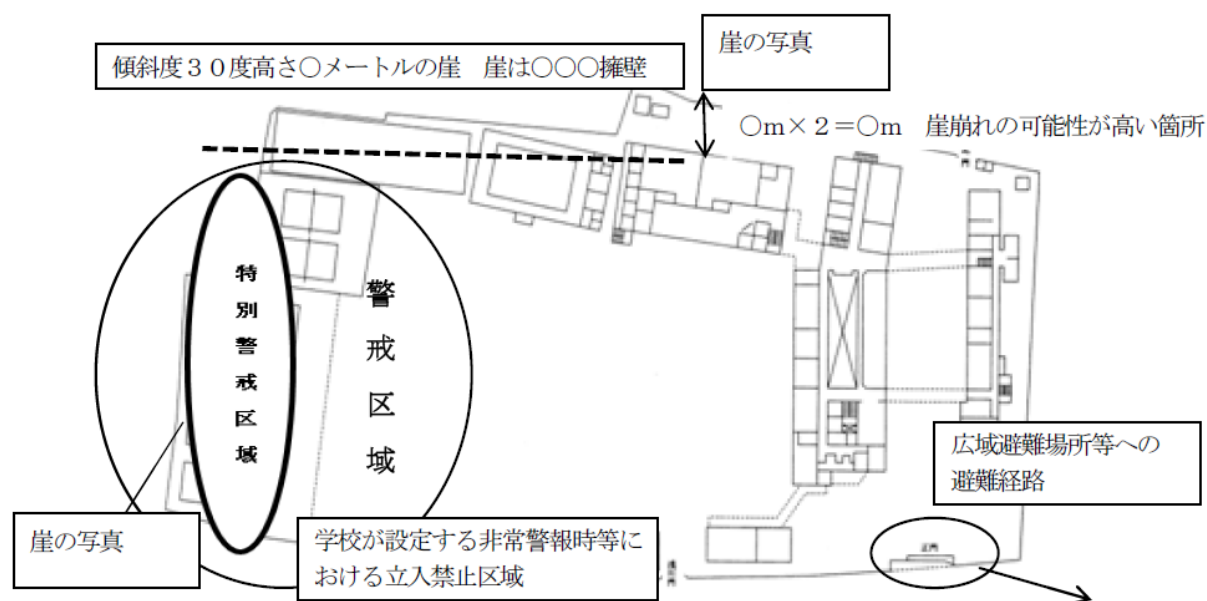
土砂災害防止法による調査（又は基礎調査）で、本校校地及び校舎が、特別警戒区域（レッドゾーン）や警戒区域（イエローゾーン）にかかっていることが判明し、地形的に崖崩れ等の危険性が高い箇所があること（又は、「本校の境界の〇〇側に傾度30度以上で高さ5メートル以上の急傾斜面があり地形的に崖崩れ等の可能性が高い箇所との指摘を受けていること。」「本校校地の〇〇側と〇〇側と〇〇側に地形的に土石流の可能性の高い箇所3か所あるとの指摘を受けていること。」など）を、教職員・児童・生徒・保護者に周知する。（警戒区域等は下図（又は別添〇〇）のとおり）

### 2 情報取収及び休校等の判断

大雨等により土砂災害の危険性が高まった場合、校長は気象庁発表の情報や市の防災情報等からの情報取収に努め、また現場の状況や実際の気象状況を踏まえ、児童・生徒の安全確保に努める。また、繰り下げ登校や繰り上げ下校及び休校等の判断を行う。

### 3 所在地の区市町村防災部署等と連携した緊急時避難

大雨や土砂災害等の警戒警報発令時には、校長は、土砂災害の危険性の高い校地への教職員・児童・生徒等の立入りを禁止し、校舎内へ避難させる。また、校舎が警戒区域に含まれているので、校舎上階の教室や警戒区域から外れている体育館等を見学・生徒の一時避難場所とする。さらに、必要に応じて、繰り上げ下校や第2次避難場所への避難誘導を開始する。



イ 通学路等の危険箇所の把握

通学路について、日頃から点検を行い、急傾斜地の崩壊、浸水、落下しそうな看板など危険箇所を把握し、必要に応じて迂回路（通学路の変更）を検討しておく。

ウ 交通機関を利用する児童・生徒の把握

風水害により交通機関が運行不能になった場合を想定し、あらかじめ交通機関を利用する児童・生徒を把握しておくとともに、その対応策を検討しておく。

### （3）風水害（暴風・大雨・洪水・大雪等）特別警報・警報が発せられたとき

市を含む多摩地域に風水害の特別警報・警報が発せられたときには、気象庁発表の情報や市の防災情報、インターネット等からの情報収集に努めること。また、実際の気象状況を踏まえ、近隣校と連携して対応すること。

#### ① 児童・生徒が登校前の場合

ア 校長は、登校に危険を伴う、又は授業を実施することが困難な場合には、臨時休校、繰り下げ登校等を行う。

イ 判断には、各学校の周辺の状況等を考慮する。

ウ 臨時休校等の決定をした場合には、児童・生徒やその保護者に、できるだけ早く確実に連絡を行うこと。

#### ② 児童・生徒が在校中の場合

特別警報が発せられた場合には、原則として、警報が解除され天候が安定するまで、児童・生徒を学校で保護する。そのほかの警報については以下のとおり行動する。

ア 校長は、下校時刻の頃に、危険な状況になることが見込まれる場合は、授業を打ち切り、繰り上げて下校させる。

イ 土砂崩れ、道路の浸水、河川の増水、マンホールの蓋のずれ等に注意する。

ウ 通学路や学校からの距離（通学に電車やバスを利用する児童・生徒）を考慮する。

エ 児童・生徒のみで下校させることが危険な場合は、集団下校や教職員の引率、保護者に迎えに来てもらう等、適切に対応する。

オ 繰り上げ下校等を決定した場合は、できるだけ早く保護者へ下校時刻を連絡する。なお、保護者には、児童・生徒が安全に帰宅したことを必ず確認するよう周知しておく。

カ 通学路が危険な場合には、迂回路の利用や状況が好転するまで学校での保護、または、保護者引き渡しなど状況に応じ、対応する。

キ 保護者が帰宅困難となり、引き取りに来られない場合等は、児童・生徒を学校で保護する。

ク 一定期間、教職員や児童・生徒が学校内に滞在することを想定し、食糧や飲料水の調達方法を検討しておく。

ケ 給食の実施については、児童・生徒が下校する際の安全を優先し、決定する。下校時刻決

定の判断にあたっては、児童・生徒への給食の提供等にとらわれないようにすること。

コ 土砂災害警戒区域または土砂災害特別警戒区域に一部指定されている学校については、作成した土砂災害についてのマニュアルに基づき、校舎上階の教室や警戒区域から外れている体育館等に児童・生徒を避難させることを検討する。

### ③ 校外活動中の場合

ア 校長は、遠足や修学旅行等の校外活動について、事前に危険の予測がつく場合には、必要に応じて延期や中止の決定をする。

イ 校外活動に出かけた後に、気象状況が悪化した場合等は、その土地特有の危険（山間部でのがけ崩れや河川氾濫等）があることを認識すること。また、土地鑑がないことから、地元の人たちの協力を得て、児童・生徒の安全を確保すること。

ウ 校外活動に出かける前に、学校との連絡方法を確認しておくこと。

### ④ 学校自体が危険なとき

ア 豪雨などによる洪水や土砂災害の危険が、学校に迫るおそれのあるときには、作成した土砂災害についてのマニュアルに基づき行動する。

イ あらかじめ災害の種類に応じた避難先、避難路を検討しておくこと。

ウ 重要書類や薬品類等の非常持ち出し及び安全保管について、あらかじめ検討し被害を最小限にとどめる準備をしておくこと。

### ⑤ その他

ア 教職員の出張は中止する。

イ 校長は、教職員へ児童・生徒の下校指導・下校引率及び施設・建物の安全管理、次の日の出勤体制等を指示する。

### ⑥ 大雪のときの注意点

ア できるだけ持ちものを少なくする。

イ 道路の凍結、滑りによる転倒、滑落防止のため、走らないようにする。

ウ 車が通るところでは、車のコントロールが悪くなっているため、スリップ事故に巻き込まれないよう、十分注意する。

エ 屋根等からの雪の落下に注意する。

## (4) 日頃の備え

校長は、風水害時の災害を未然に防止するため、校舎内外の危険箇所を点検し、必要な措置を講じておく。

### ① 普段からの準備

ア 屋外排水溝や側溝の周りや上に物を置かない。

イ 屋外排水溝や側溝の周りを清掃し、水はけを良くしておく。

ウ 校庭等にくぼ地などがあるときは、土嚢等を準備する。

② 風水害の危険が迫ったとき

ア 校庭や屋上、ベランダ等から、強風で飛散しやすいものを撤去する。

イ 看板、サッカーゴール等、転倒すると危険なものは、あらかじめ倒しておくか、撤去する。

ウ 出入口や窓はしっかりと閉鎖する。

エ 飛来物のガラス窓直撃に備え、カーテンを張る。

オ 浸水のおそれがある場合は、必要に応じ土嚢等をあらかじめ設置する。

③ 鍵の保管等についての状況確認

避難所を開設する場合に備え、体育館、校舎、防災備蓄倉庫等の鍵の保管等について市教育委員会学校教育政策課と状況を確認しておく。

第3章 資料

(1) 学校及び市教育委員会の対応一覧

災害		学校の対応措置	連絡方法等	市教委の対応
警戒	注意情報発表	① 学校は授業を中止し、学級指導に切り換え、以降各学校の所定の計画による行動をする ② 市地域防災無線の受信機の電源が入っていることを確認	○ 緊急時連絡体制により、電話・FAX等より伝達 (学校から電話による問合せには対応できない場合もある。)	学校教育政策課 620-7403
	警戒宣言発令	① 校内放送による児童・生徒への伝達 ② 児童・生徒の引き渡し開始 ③ 残留児童・生徒の安全確保 ④ 校舎内外の保全	○ 市地域防災無線による市教育委員会からの連絡 (学校から電話による問合せには対応できない場合もある。) ○ 教育課程の変更	学校教育政策課 620-7403 指導課 620-7405
震災		① 児童・生徒の安全確保 ② 教室の出入口の確保及び避難経路安全確認 ③ 避難開始	○ 市地域防災無線による市教育委員会からの連絡 (学校から電話による問合せには対応できない場合もある。) ○ 教育課程の変更	学校教育政策課 620-7403 指導課 620-7405
火事		① 緊急放送等による児童・生徒の避難 ② 119番への通報 ③ 初期消火	○ 電話連絡 状況、児童・生徒の安全確保 ○ 施設の状況 ○ 教育課程の変更	指導課 620-7405 施設管理課 620-7327 指導課 620-7405
風水害		① 児童・生徒の安全確保 ② 教室の出入口の確保及び避難経路安全確認 ③ 避難開始	○ 電話連絡 状況、児童・生徒の安全確保 ○ 教育課程の変更	指導課 620-7405 指導課 620-7405

(2) 災害時被災状況の報告

## 災 害 被 災 状 況 報 告 書

**小・中学校用**

FAX 送信票		報 告 担当者	
報 告 先		電 話	

日	時	月	日	午前 午後	時	分	第 回報告
学 校 名	学校						
対 策 本 部 設 置 状 況	設 置 済 ・ 未 設 置						
負 傷 者 の 状 況	児童・生徒	重 傷	人	軽 傷	人	死 亡	人
	教 職 員	重 傷	人	軽 傷	人	死 亡	人
	避 難 住 民	重 傷	人	軽 傷	人	死 亡	人
帰 宅 不 可 人 員		1 学年		2 学年		3 学年	
		4 学年		5 学年		6 学年	
飲 料 水 ・ 食 糧	飲料水( 0 ) 食糧 日分						
寝 具 等 の 状 況							
施 設 ・ 設 備 の 被 災 状 況	A:全壊 D:設備損傷のみ B:一部半壊(使用不可) E:被害なし C:一部半壊(使用可)				損傷 状況		
復 旧 の 見 込 み	A:復旧不能 B:1カ月程度 C:1週間程度						
地 域 の 状 況	<input type="checkbox"/> 避難所となっている(避難者 人) <input type="checkbox"/> 避難所となっていない その他( )						
その他特記事項							
授業再開の支障となる事項							

※ 地震発生後速やかに第1報を報告する。(判明している内容のみの記載で可)



(3) 児童・生徒の被災状況確認

	児童・生徒氏名	住 所	電 話	状 況 等
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

※児童・生徒名簿により、児童・生徒及び家族の生存確認・被災状況を把握するために使用する。

(4) 警戒宣言発令時対策状況の報告

警戒宣言発令時対策状況

小・中学校用

FAX 送信票		報 告 担当者	
報 告 先			電 話

日 時	午前 月 日 時 分 午後			第 回報告
学 校 名				学校番号
対策本部設置状況	設置済 ・ 未設置			
学校内保護 児童・生徒数	学年	在籍者数	保護児童・生徒数	下校児童・生徒数
	1	人	人	人
	2	人	人	人
	3	人	人	人
	4	人	人	人
	5	人	人	人
	6	人	人	人
	合計	人	人	人
保護児童・生徒 の 状 況				
教職員の状況	在校教職員		不在教職員	在籍教職員数
校外活動の有無				
地域の状況				
その他特記事項				

※ 警戒宣言発令後 1 時間以内を目安に第 1 報を報告する。

(判明している内容のみの記載で可)

## (5) スクールバス運行マニュアル

(川口中学校のみ適用)

### スクールバス運行マニュアル

(大地震等災害が発生した場合のスクールバスの運行について)

#### 1 登・下校中に災害が発生した場合

##### (1) 運行可能の場合

###### ①登校中の場合

ア 運転手は学校に連絡し、そのまま運行するのか生徒を自宅に戻すのかの指示を受ける。連絡不通の場合は、原則として学校に向かう。

イ 学校からの指示を受けながら、生徒が動揺しないよう安全に十分配慮し運行する。

ウ 警察・消防等の指示を受け運行する。

###### ②下校中の場合

学校と連絡を取りながら運行する。連絡不通の場合は、原則として自宅に向かう。

##### (2) 運行不可能の場合

① 周りの車両に注意しながら減速し、安全な場所に停車する。

② カーラジオ等で情報（緊急災害速報等）を受信し、生徒を落ち着かせる。

③ スクールバスの停車位置、車内の状況（生徒の健康状態等）を学校に報告するとともに、必要があれば救急車の出動要請を行う。

###### ④ 学校災对本部の設置

ア 校長は学校災对本部を設置する。

イ 生徒の出欠席を確認し、乗車している生徒と照合して確認をとる。

ウ スクールバスの停車位置、付近の避難場所を確認する。

エ 地図に駐車場や避難場所を記録し、スクールバスが移動した場合は追記する。

オ 保護者にスクールバスの位置、生徒の状況、引き渡し場所等を連絡する。

保護者と連絡が取れない生徒は、学校又は最寄りの避難場所に保護する。

カ スクールバスの担当者は、駐車場所に赴き、物資の差し入れや最寄りの防災機関・医療機関等との交渉など必要な支援を行う。

#### 2 在校中に災害が発生した場合

##### (1) 運行可能の場合

生徒が動揺しないよう、安全に運行する。

##### (2) 運行不可能の場合

① 学校災害対策本部を設置する。

② 保護者と連絡をとる。

③ 生徒の引き渡し時間・場所等について、保護者と確認し合う（例：保護者の迎えにより帰宅等）。

④ 保護者と連絡が取れない生徒は、学校又は最寄りの避難場所に保護する。

## (6) 東日本大震災における施設の被害例及び対応

東日本大震災では、本市でも震度5弱の揺れを観測し、学校においても建物、設備に被害があったが、建物本体に影響がでるような破損はなかった。

今後同規模以上の地震が発生した場合には、同様の破損が生じるおそれがあるので、危険性の判断やその後の対応について参考としてください。

### 1 エキスパンションジョイント付近の破損

エキスパンションジョイントとは、構造的に分割された建物の接合部のこと。

コンクリートや鉄は温度差によって膨張や収縮を繰り返すことにより壁や床にひびが入り、建物の寿命が短くなるほか、地震の揺れによっては力が集中する部分が破壊されることになる。そうしたことを防ぐため、建物の間に一定の隙間（クリアランス）を設け、アルミやステンレスなどの金属のカバーを取り付けて建物同士を接合している。

エキスパンションジョイントの例



外からは一つの建物に見えても、構造的には、別の建物になっているため、地震の際にはエキスパンションジョイントを境にして建物の揺れ方が異なり、カバーが擦れたり、外れる音が発生するほか、さらに揺れが大きい場合には、建物がぶつかりあった箇所に亀裂が生じることもある。

エキスパンションジョイントは地震の揺れも想定して設けられたものなので、カバーが外れたり、周辺の壁や柱に亀裂が生じても、それだけで直ちに建物が危険な状態になるわけではない。

地震により建物が揺れている最中や、安全確保のため、エキスパンションジョイント付近には、近づかない。

### 2 給排水管の破損

給排水管は、建物や屋外に露出していない部分が多くあるため、漏水が少量であった場合などは発見しにくい。電気やガスのような危険性はないが、校舎内の漏水は、たとえ少量であっても、電源ケーブルを伝って照明器具やスイッチなどから漏電や感電などを招くことがあるので、漏水箇所は早期に発見することが大切である。

次のような状況を確認した場合には、内部の配管が破損しているおそれがあるので、給水バルブを閉めるとともに、水道などを使用禁止とし、施設管理課に連絡する。

- 天井から水が滴っている。
- 新たなシミができています。
- 天井が膨らんでいる。
- 壁や柱に水が流れている。
- パイプスペース内部に水が溜まっている。

※ 建物のエキスパンションジョイントを通過している部分は、建物の揺れが異なるため、破損が生じやすい箇所なので、重点的に確認する。

### 3 照明器具の落下

照明器具のうち吊り下げ型の場合は、天井などに直付された器具に比べ、器具の揺れが大きくなり落下するおそれ大きい。

ただし、電源ケーブルまで切断されることはほとんどなく、床まで落下することは少ないので、次のとおり対応する。

- ① 照明器具の電源を切る
- ② 器具から蛍光灯（電球）を外す

※ 漏電や感電の危険性があるほか、復旧にも時間を要することになるので、電源ケーブルは絶対に切断しないこと。

### 4 バスケットゴールの揺れ

地震の際には、ゴール板部分が大きく揺れるが、本体は屋根の構造材に直接取り付けられているため、バスケットゴールだけが落下する可能性はほとんどないと考えられる。

次のような状況が確認された場合は、使用を中止すること。

- ゴールが上下に動かない。動きにくくなった。
- ゴールを動かしたときに、異音がある。ボードだけでなく全体が揺れる
- バスケットゴール全体が傾いている。

なお、サブコートのバスケットゴールについては、地震により落下した事例が数多く報告されており、ほとんどが取り付けボルトの緩みやがたつきが原因と考えられる。

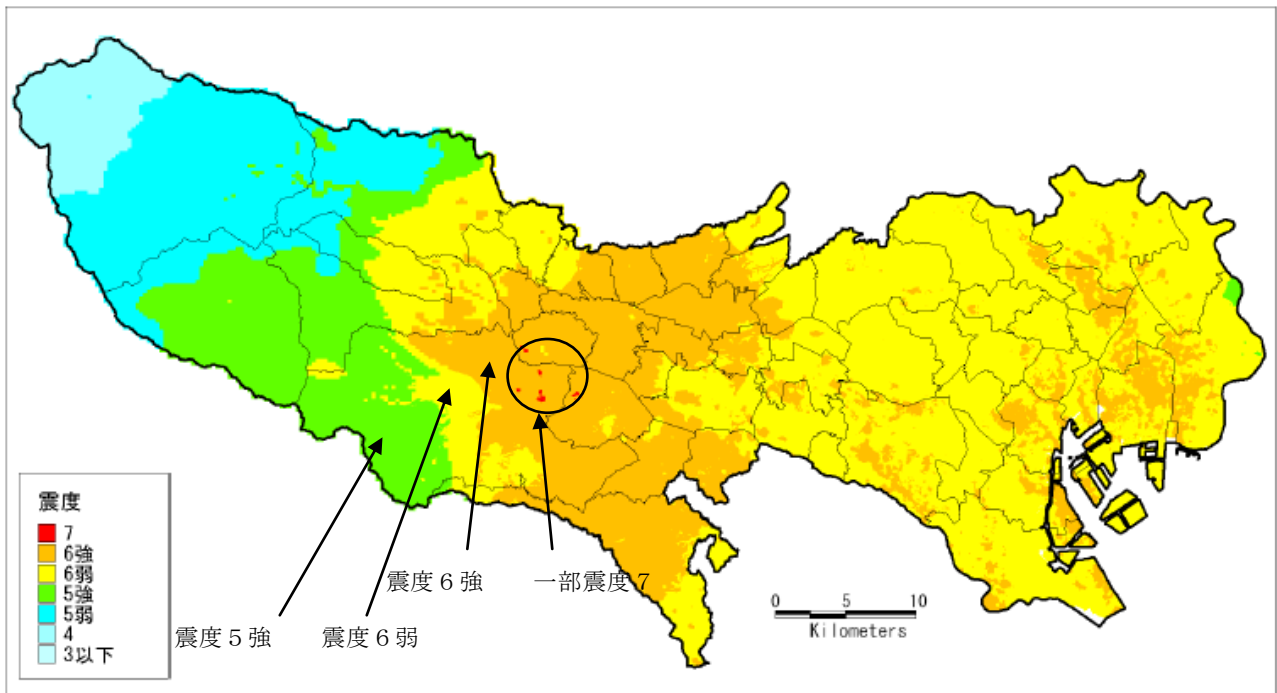
サブコートのバスケットゴールの取付けボルトやボードのがたつきは、日常的な点検により対応しておくことが大切である。

## (7) 多摩直下地震の被害想定

### 1 ゆれによる被害の特徴

多摩直下地震では、一部地域で震度7、市域の40.3%で震度6強以上の揺れが想定され、本市に最も大きな被害を及ぼす。震度6強の強いゆれの地域が市部を中心に分布しており、死者数約4,700人の人的被害、約7.6万棟の建物被害が生じると想定される。

(被害最大時・東京都発表数値)



多摩直下地震(M7.3)

## 2 想定するシーン

時間帯によって人々の滞留特性は大きく異なるため、地震の発生時刻が変わると人的被害の発生する様相も変化する。

また、時間帯や季節によって火器器具等の使用状況が異なるため、火災の出火件数も変化すると考えられる。このため、想定される被害が異なる3種類の特徴的なシーン（季節・時刻）を設定する。

**図表 想定するシーン(季節・時刻)**

シーン設定		想定される被害の特徴
基本シーン	①冬、朝5時	<ul style="list-style-type: none"> <li>兵庫県南部地震と同じ発生時間帯</li> <li>多くの人々が自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による圧死者が発生する危険性が高い。</li> <li>オフィスや繁華街の屋内外滞留者や、鉄道・道路利用者は少ない。</li> </ul>
	②冬、昼12時	<ul style="list-style-type: none"> <li>オフィス、繁華街、映画館、テーマパーク等に多数の滞留者が集中しており、<u>店舗等の倒壊、落下物等による被害拡大の危険性が高い。</u></li> <li>住宅内滞留者数は、1日の中で最も少なく、老朽木造家屋の倒壊による死者数はシーン①と比較して少ない。</li> </ul>
	③冬、夕18時	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>火気器具利用が最も多いと考えられる時間帯</u>で、これらを原因とする出火数が最も多くなるケース</li> <li>オフィスや繁華街周辺、ターミナル駅では、帰宅、飲食のため多数の人が滞留</li> <li><u>ビル倒壊や落下物等により被災する危険性が高い。</u></li> <li><u>鉄道、道路もほぼラッシュ時に近い状況</u>で人的被害や交通機能支障による影響拡大の危険性が高い。</li> </ul>



図表 多摩直下地震(M7.3)の主な被害

条件	時期及び時刻	冬の朝5時		冬の昼12時		冬の夕方18時		
	風速	4m/秒	8m/秒	4m/秒	8m/秒	4m/秒	8m/秒	
人的被害	死者	5,089人	5,115人	3,516人	3,546人	4,658人	4,732人	
	原因別	ゆれによる建物全壊	4,489人	4,489人	2,840人	2,840人	3,220人	3,220人
		急傾斜地崩壊による建物全壊	123人	123人	111人	111人	109人	109人
		地震火災	378人	403人	465人	496人	1,229人	1,302人
		ブロック塀	97人	97人	97人	97人	97人	97人
		落下物	2人	2人	2人	2人	2人	2人
		負傷者(重傷者)	114,600人	114,658人	94,701人	94,799人	100,983人	101,102人
	原因別	ゆれによる建物全壊	110,119人	110,119人	89,859人	89,859人	92,831人	92,831人
		急傾斜地崩壊による建物全壊	154人	154人	139人	139人	137人	137人
		地震火災	805人	864人	1,182人	1,280人	4,494人	4,614人
		ブロック塀	3,349人	3,349人	3,349人	3,349人	3,349人	3,349人
		落下物	172人	172人	172人	172人	172人	172人
建物被害※2		89,976棟	90,947棟	98,230棟	99,788棟	135,118棟	139,436棟	
原因別	ゆれ液状化などによる建物全壊	75,668棟	75,668棟	75,668棟	75,668棟	75,668棟	75,668棟	
	地震火災	14,711棟	15,707棟	23,211棟	24,811棟	61,323棟	65,770棟	
	交通							
物的被害	道路	2.3%	2.3%	2.3%	2.3%	2.3%	2.3%	
	鉄道※3	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	
	電力施設	7.3%	7.3%	7.6%	7.6%	8.7%	8.8%	
	通信施設	0.7%	0.7%	0.9%	1.0%	1.9%	2.0%	
	ガス施設	6.5~84.6%	6.5~84.6%	6.5~84.6%	6.5~84.6%	6.5~84.6%	6.5~84.6%	
	上水道施設	36.9%	36.9%	36.9%	36.9%	36.9%	36.9%	
下水道施設	23.2%	23.2%	23.2%	23.2%	23.2%	23.2%		
その他	帰宅困難者	5,166,126						人
	避難者	2,556,330人	2,560,236人	2,589,796人	2,596,041人	2,739,518人	2,756,681人	
	閉じ込めにつながり得るエレベーター停止台数	5,047台	5,048台	5,063台	5,066台	5,123台	5,130台	
	災害要援護者死者数	2,343人	2,354人	1,825人	1,842人	2,505人	2,549人	
	自力脱出困難者	36,761人	36,761人	29,523人	29,523人	30,626人	30,626人	
	震災廃棄物	3,005万t	3,007万t	3,024万t	3,028万t	3,111万t	3,121万t	

※1 小数点以下の四捨五入により合計は合わないことがある

※2 ゆれ液状化等による建物全壊と地震火災の重複を除去しているため、原因別の被害の合算値とは一致しない

※3 新幹線の被害を除く